

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉用具専門相談員指定講習会の指定の申請) 第4条 政令第3条の2第2項の申請は、別に定める様式による福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書により行わなければならない。 (書類の提出先) 第52条 第27条、第28条、第30条から第32条まで及び第36条から第38条までの規定により提出する申請書は、 <u>所轄</u> の広域振興局長に提出しなければならない。	(福祉用具専門相談員指定講習会の指定の申請) 第4条 政令第4条第2項の申請は、別に定める様式による福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書により行わなければならない。 (書類の提出先) 第52条 第27条、第28条、第30条から第32条まで、 <u>第37条及び第38条</u> の規定により提出する申請書は、 <u>所管する</u> 広域振興局長に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。